

御殿場市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリストの公表について

1 公表の趣旨

御殿場市では、昭和 54 年に大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されて以来、東海地震に対する建築物の安全性の確保に努めている。

平成 15 年 5 月 29 日の中央防災会議で東海地震対策大綱が策定され、同年 7 月 29 日に東海地震緊急対策方針が閣議決定された。その中で、東海地震発生時等の住民等の的確な対応を確保するためには、自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となる学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断実施状況や実施結果を基にした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう示された。

これを受け、本市が所有する公共建築物の耐震性能を公表する。

2 公表の対象とする公共建築物

種類	区分（用途）	施設数	棟数	備考
1	災害時の拠点となる建築物	3 4	4 0	市庁舎、支所、消防団詰所など
2	保育園、幼稚園、小・中学校、放課後児童教室	4 5	1 3 2	体育館、特別教室棟を含む
3	医療、福祉施設	4	4	救急医療センター、老人福祉センターなど
4	市営住宅	1 8	5 1	団地内集会所を含む
5	多数の者が利用する建築物	5 5	6 5	市民会館、体育館、図書館、コミュニティ供用施設など
6	その他主な建築物	1 2	1 9	リサイクルセンター、浄化センターなど
計		1 6 8	3 1 1	

3 建築物の耐震性能の判定方法

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された建築物（以下「旧基準の建築物」という。）静岡県耐震診断判定基準（平成 14 年版）により判定を行う。耐震診断で算出する構造耐震指標と、静岡県が策定した耐震判定指標値との比率で耐震性能を判定した。
- (2) 昭和 56 年 6 月 1 日以降の新耐震基準で建築された建築物（以下「新基準の建築物」という。）静岡県構造設計指針・同解説（平成 14 年版）により判定を行う。指針・解説に定める用途係数で耐震性能を判定した。

4 建築物の耐震性能のランク付け

ランク別耐震性能は、2 ページのとおりである。

旧基準の建築物は 4 段階（I a、I b、II、III）にランク分けし、新基準の建築物は 2 段階（I a、I b）にランク分けした。

東海地震に対して耐震性能を有する建築物はランク I である。

なお、建築基準法上で耐震性能を有するとされる建築物は、ランク I、II である。

ランク別耐震性能

ランク		東海地震に対する 耐震性能	備考
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設
	I b	耐震性能がよい建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	
II		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。
III		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	

用語解説

指標値等	
耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標	建築物が保有する耐力を表す指標（耐震診断で算定）
静岡県の耐震判定指標値	東海地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値
用途係数	建築物の用途により地震力を割り増す係数
建築物の構造	
R C	鉄筋コンクリート造
S	鉄骨造
S R C	鉄骨鉄筋コンクリート造
C B	コンクリートブロック造
W	木造

公共建築物耐震性能ランク－全体

I		II	III	計 (棟数)
I a	I b			
112	166	12	21	311
36%	53.4%	3.9%	6.7%	100.0%
89.4%				

公共建築物耐震性能ランク－区分（用途）別

種類	区分（用途）	施設数	I		II	III	計 (棟数)
			I a	I b			
1	災害時の拠点となる建築物	34	15	23	1	1	40
2	保育園、幼稚園、小・中学校、放課後児童教室	45	66	66	0	0	132
3	医療、福祉施設	4	3	1	0	0	4
4	市営住宅	18	0	29	6	16	51
5	多数の者が利用する施設	55	19	37	5	4	65
6	その他主な建築物	12	9	10	0	0	19
計		168	112	166	12	21	311